

男鹿市告示第42号

男鹿市乳児等通園支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市乳児等通園支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする男鹿市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、男鹿市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部又は全部を、市が事業を適切に実施できると認めた者に委託することができるものとする。

(実施施設)

第3条 本事業の実施場所（以下「実施施設」という。）は、別表第1のとおりとする。

(対象児童)

第4条 本事業の対象児童は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に在住し、保育所、認定こども園、小規模保育施設等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童。
- (2) 市内に在住し、認可外施設に通っている0歳6か月から満3歳未満の児童。

(事業の実施方法等)

第5条 本事業は、保護者の就労要件を問わず柔軟に利用できる保育の場を提供するものとし、次の各号の保育方法により実施するものとする。

- (1) 実施方法は、余裕活用型（空き定員活用）とする。
 - (2) 利用定員は、別表第2のとおりとする。
 - (3) 実施時間は、午前9時から午前11時までとする。
 - (4) 利用可能時間は、こども一人当たり月10時間を上限とする。1回当たりの利用時間は2時間とし、1月当たりの利用回数は5回を上限とする。
 - (5) 実施日は、実施施設の開園日（月・土曜日を除く。）とする。
 - (6) 初回利用の前には、実施施設の長等が、保護者と事前の面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、対象児童の特徴や保護者の意向等を把握しなければならない。
 - (7) 「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」を踏まえ、こどもの育ちに関する計画や記録を作成しなければならない。
 - (8) 本事業を実施する事業所の状況を踏まえ、配慮が必要なこどもやその保護者が本事業を円滑に利用できるよう配慮しなければならない。
- 2 前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、これらに規定する定員及び時間を変更することができる。

（利用申請等）

第6条 本事業を利用する保護者は、初回利用日の14日前までに、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、緊急等やむを得ない事情があると市長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その結果を乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

3 保護者は、利用申請後、申請内容に変更があった場合は、速やかに、乳児等支援給付認定変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（利用料）

第7条 本事業の利用料は、無料とする。

2 前項に規定するもののほか、その他の乳児等通園支援事業の利用に係る費用については、別に徴収できるものとする。

3 保護者は、前項に規定する費用を、市長が指定する日までに納入するものとする。

(補食)

第8条 本事業を利用する児童には給食を提供しないものとする。ただし、補食については、当該児童に食物アレルギーがある場合を除き、提供することができる。

(利用の停止)

第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、本事業の利用を停止することができる。

- (1) 児童が第4条第1号及び2号に規定する対象要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手続きにより本事業を利用したとき。
- (3) 児童又は保護者が保育上の指示に従わないとき。
- (4) やむを得ない事由により、支援事業を実施することが困難と認められるとき。

(指導監督)

第10条 市長は、本事業を実施する事業所からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係る指導その他必要な措置を行うものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日より施行する。

別表第1 (第3条関係)

乳児等通園支援事業を実施する施設	男鹿市立船越こども園
------------------	------------

別表第2 (第5条関係)

区分	定員
満1歳未満の乳児	2名
満1歳以上満2歳未満の幼児	2名
満2歳以上満3歳未満の幼児	2名